

昨年4月から今月の末まで、4件の事故が発生しています。

内訳は傷害事故が3件、賠償事故が1件となっています。

直近の事故は、10月25日に発生した傷害事故で、その翌日から本日まで、連続98日間の無事故記録を更新中です。これは今年度に入って最も長い無事故期間です。

無事故期間を1日でも長く維持できるように、一人ひとりが安全に対する意識を強く持ちましょう。

安全は全てに優先します。事故を起こさない、事故にまきこまれないように注意して就業に努めましょう。

連続無事故記録



現在98日間

健康増進講座を開催します

安全就業推進委員会では、会員の就業中・就業途上における事故撲滅や健康就業を目指して、「健康増進講座」を開催します。

当日、就業予定のない会員の皆様の参加をお待ちしています。

日時 3月8日(水) 午後2時30分～3時30分

会場 勤労福祉会館 大会議室

講話 生活習慣病予防について

講師 桶川市役所 健康増進課 保健師

定員 先着30名(新型コロナウイルス感染症予防のため)

申込 2月20日(月)までに事務局まで

(Tel 777-1920 fax777-1915)

ポイント対象活動<2点>「ポイントカード」を忘れずに!

新型コロナウイルス等の感染症に備えましょう

《予防対策》

ワクチン接種

手洗い・うがい

バランスのとれた栄養摂取

マスクの着用

十分な休養

湿度の保持

自転車に乗るときの基本ルール

「自転車安全利用五則」を守りましょう

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守ってください。「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号にしたがってください。一時停止の標識は必ず守ってください。

3 夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯をつけてください。前方を照らすだけでなく、自分の存在を相手に早めに知ってもらうことが重要です。

4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、全ての年齢層の自転車利用者に対しての着用努力義務を課すこととされました。(令和5年4月1日から施行)

自転車事故で亡くなった人のうち、半数以上の人々が頭部に致命傷を負っています。

自分自身の命を守るため、自転車に乗る場合はヘルメットを着用しましょう。



その他の主な交通ルール

ながら運転の禁止 二人乗りの禁止 並進の禁止

(埼玉県ホームページより (イラストを除く))